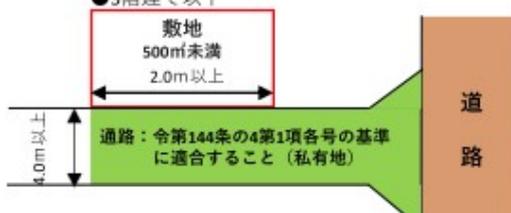


建築基準法施行規則の一部改正による認定基準の改訂について

この度、令和5年12月12日付けで建築基準法施行規則の一部（第10条の3）が改正されました。これに伴い、「建築基準法第43条第2項に基づく認定及び許可申請の手引き」を一部改訂しましたのでお知らせいたします。

改訂箇所

「包括同意基準及び認定基準 参考図」の【認定】欄

【認定】 4 m以上の公共の用に供する道	【認定】 4 m以上の私有地
<ul style="list-style-type: none">●劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場以外の用途●延べ床面積500㎡以内●里道または国調道以外は管理者の承諾が必要●3階建て以下  <p>敷地 500㎡未満 2.0m以上</p> <p>通路：農道その他これに類する公共の用に供する道であること （里道または国調道、公共用地等）</p> <p>4.0m以上</p> <p>道路</p>	<ul style="list-style-type: none">●一戸建ての住宅、長屋、施行令第130条の3に規定する兼用住宅●延べ床面積500㎡以内●関係権利者の承諾が必要●3階建て以下  <p>敷地 500㎡未満 2.0m以上</p> <p>通路：令第144条の4第1項各号の基準に適合すること（私有地）</p> <p>4.0m以上</p> <p>道路</p>

改訂内容

【改正前】

同規則第10条の3で定める道の区分に関係なく、延べ面積 200 ㎡以内の一戸建て住宅

【改正後】

○同規則第10条の3第1項第1号に規定する道

（4 m以上の公共の用に供する道）

劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場以外の用途

○同規則第10条の3第1項第2号に規定する道

（4 m以上の私有地）

一戸建て住宅、長屋又は施行令第130条の3に規定する兼用住宅

延べ面積
500 ㎡以内

官報 URL

<https://kanpou.npb.go.jp/20231212/20231212h01121/20231212h011210002f.html>